



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

資料1-2

「神奈川県再犯防止推進計画（素案）」 たたき台

（第2期 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度）

2024(令和6)年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
4 施策の展開	6
第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況	11
1 犯罪の発生状況	11
2 検察における事件の状況	12
3 矯正施設における入所者等の状況	14
4 更生保護に関わる状況	17
第3章 施策の展開	21
1 就労・住居の確保	21
(1) 就労の確保	21
(2) 住居の確保	23
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	25
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援	25
(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等	28
3 非行の防止等	30
(1) 非行の防止等	30
4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	32
(1) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	32
5 民間協力者の活動の促進等	34
(1) 民間協力者の活動の促進及び連携	34
(2) 広報・啓発活動の推進	38
6 市町村への支援とネットワークの構築	40
(1) 市町村への支援とネットワークの構築	40
第4章 計画の推進体制	44
1 推進体制	44
2 進行管理	45

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画改定の趣旨

県が2019（平成31）年3月に策定した神奈川県再犯防止推進計画（以下「第1期計画」という。）が2023（令和5）年度をもって計画期間を満了することから、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」の促進を目的とする現行計画の趣旨を継承しつつ、2023（令和5）年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画（以下「国第二次推進計画」という。）の内容や第1期計画の成果や課題等を踏まえて改定します。

(2) これまでの再犯防止の取組・方針

① 再犯防止施策の必要性

全国における刑法犯により検挙された再犯者数は、減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者数も減少し続けています。そのため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、2021（令和3）年には48.6%となっています。神奈川県においても、同様の傾向が見られ、2021（令和3）年の再犯者率は50.6%と刑法犯検挙者の半数は再犯者という状況にあります。新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためにも、再犯の防止等に向けた取組を行っていくことは重要です。

② 国の第一次推進計画および第二次推進計画の動向

政府は、2016（平成28）年12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、2017（平成29）年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次再犯防止推進計画（以下「国第一次推進計画」という。）を閣議決定しました。国第一次推進計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、という7つの重点課題と115の具体的施策により構成され、その計画期間は2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間とされました。

計画等に基づく各種施策に取り組んだ結果、一定の効果が上がり、2019（令和元）年には、「再犯防止に向けた総合対策」（2012（平成24）年犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を2021（令和3）年までに16%以下にする」という数値目標を達成することができました。

また、政府は、国第二次推進計画の策定を見据え、「再犯防止推進計画等検討会」において、国第一次再犯防止推進計画下における取組状況や成果を検証する

とともに、今後の課題について整理しました。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認されました。

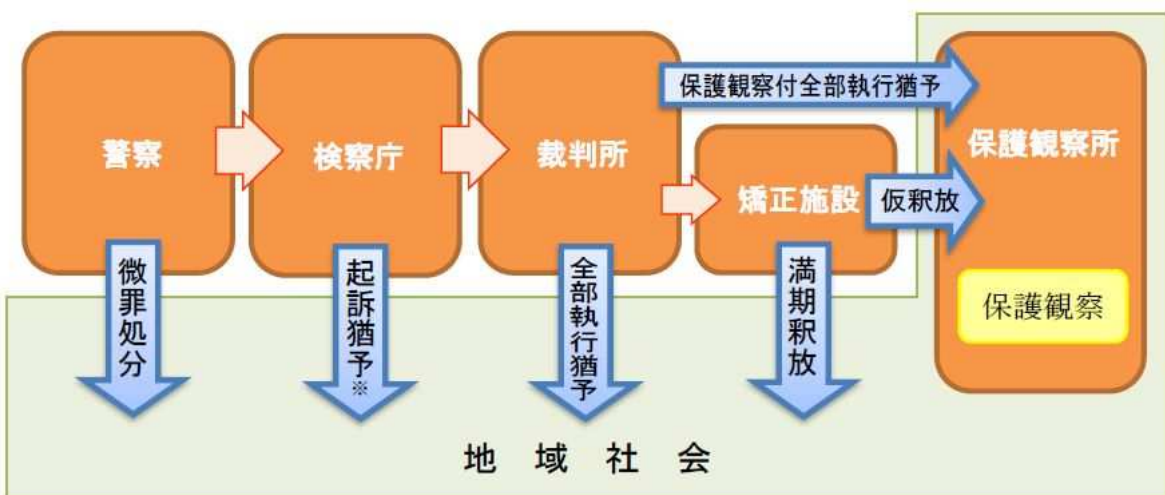
さらに、これらの課題を踏まえ、国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論が進められました。

〔国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性〕

- 犯罪をした者等（※）が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

※「犯罪をした者等」とは

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含まれます。



※ 起訴猶予処分とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

そして、2023（令和5）年3月17日、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年を計画期間とする国第二次推進計画が閣議決定されました。計画では、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「地域による包摂の推進」等、7つの重点課題を設定し、96の具体的施策が掲げられたほか、「地域による包摂の推進」においては、国と地方公共団体の連携を更に強化するとの観点から、国・都道府県・市区町村の役割が明記され、それぞれの役割分担を踏まえ、また、各地方公共団体の状況に応じた再犯防止施策の策定と実施が求められています。

③ 神奈川県再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。こうした状況を踏まえ、本県では、2019（平成31）年度を初年度とする第1期計画を策定し、再犯防止の施策を進めてきました。

(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方

① 第1期計画に基づく取組の検証について

第1期計画では、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「非行の防止等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の5つの項目について、出所者等の雇用に関与する雇用主の確保や出所者で福祉的支援が必要な高齢者・障害者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図る等再犯の防止に取り組んできました。

県は、神奈川県再犯防止推進会議において、計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図っています。2019（平成31）年度から2022（令和4）年度の4年間の取組評価においては、一人ひとりが抱える課題が多様化していることが指摘されました。そうした課題に対応するため、相談窓口を充実させていくことや、支援する者の資質向上を図ることで複雑化する課題の解決ができる体制を整えていく必要があります。

また、この間、新型コロナウイルス感染症により、対面で開催されていた研修や会議、イベントが中止となったり、規模を縮小しての開催となる等の影響がありました。特に、啓発を目的としたイベントについては、参加者の減少が見受けられるため、今後はコロナ前の活気と取り戻すことができるよう、周知に力を入れていくことが必要です。

加えて、本県における高齢（65歳以上）の再入者率については、2018（平成30）年から2021（令和3）年まで連続して増加していることや、再入者のうち精神障害等を有すると診断された者の割合が2018（平成30）年と比べて増加していること、保護観察対象者中の薬物事犯による保護観察対象者の割合が2021（令和3）年度において4割以上であることから、高齢者又は障害のある者および薬物依存症者への支援についても引き続き取り組んでいく必要があります。

併せて、市町村が単独で取り組むことが難しい就労の確保や住居の支援等についても、第1期計画に引き続き取り組んでいくことが必要です。

② 国計画の勘案

国第二次推進計画では、国第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下に掲げる7つの事項が重点課題として設定されました。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

「地域による包摂の推進」に当たっては、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。国第二次推進計画から新たに設けられた課題であり、国・都道府県・市区町村の役割を明記することで、国と地方公共団体の連携を更に強化していくことを目的としています。

その中で、都道府県の役割が次のように示されました。

都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

第2期計画の策定に当たっては、こうした国計画の趣旨を施策等に反映していきます。

また、国第一次推進計画において示された実施者が目指すべき5つの基本方針は、国第二次推進計画において踏襲されており、引き続き、第2期計画でも基本方針を踏まえて取り組んでいきます。

〔国計画における5つの基本方針の概要〕

- ・ 地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携
- ・ 特性に応じた、切れ目のない再犯を防止するために必要な指導及び支援
- ・ 犯罪被害者の心情等を理解したうえでの取組
- ・ 犯罪等の実態を踏まえた社会情勢等に応じた取組
- ・ 再犯の防止等に関する取組の広報等による国民の関心と理解の促進

③ 当事者目線の反映について

2016（平成28）年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、県は、このような事件を二度と起こしてはならないとの強い決意のもと、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に取り組んでいます。また、2023（令和5）年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」は、障害者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

これらの憲章及び条例の「あたたかい心をもって、すべての人の命を大切にす
る」、「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」という理念
や、「当事者目線に立つ」という考えは、あらゆる分野に通ずるものであるため、
本計画においても、その趣旨を反映します。その手法として、県では、当事者（過
去に犯罪をし立ち直った者（立ち直ろうとしている者））に対してヒアリングを
行い、当事者の意見を踏まえた計画とします。

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

(4) 計画の基本目標

第2期計画では、第1期計画を継承し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくり」を促進することを目標とします。

2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する計画です。

本計画において、同法第2条第2項の定義により、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 施策の展開

県は、再犯防止推進法や国第二次推進計画の内容を踏まえ、次の6項目について施策を展開します。

(1) 就労・住居の確保

- 就労の確保
- 住居の確保

就労と適切な帰住先の確保に取り組むことにより、刑事施設等を出所した者の生活基盤の安定を推進します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 高齢者又は障害のある者等への支援
- 薬物依存の問題を抱える者への支援等

高齢者又は障害のあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対して必要な福祉的支援に結び付けることで犯罪等の常習化防止を図ります。また、薬物事犯者やその家族に対して適切な治療・支援を提供できるよう保健・医療機関等の整備などの薬物依存症からの回復に向けた取組を進めます。

(3) 非行の防止等

- 非行の防止等

非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返すことがないよう少年を取り巻く環境を整備していくことで少年たちの健全育成を図ります。

(4) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

- 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

ストーカー・DV加害者や窃盗犯など、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要がある者に対して、犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援の実施を推進します。

(5) 民間協力者の活動の促進等

- 民間協力者の活動の促進及び連携
- 広報・啓発活動の推進

地域における再犯防止の推進を支える保護司等民間協力者の活動を促進するため、人材確保につながる支援や功績に対する表彰を実施します。また、県内の様々な犯罪予防活動や啓発活動に対する支援を実施し、再犯防止の取組に対する地域の理解を促進します。

(6) 市町村への支援とネットワークの構築

○ 市町村への支援とネットワークの構築

市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や市町村と民間団体、国機関との域内のネットワーク構築に取り組むことで、地域社会における支援連携体制の強化を図ります。

【犯罪被害者の心情等を理解することの重要性】

国の基本方針にもあるとおり、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪によって生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うことが必要です。

犯罪被害者等を支援する県の取組

県では、2009（平成 21）年 4 月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、5 年間の施策事業の指針である「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

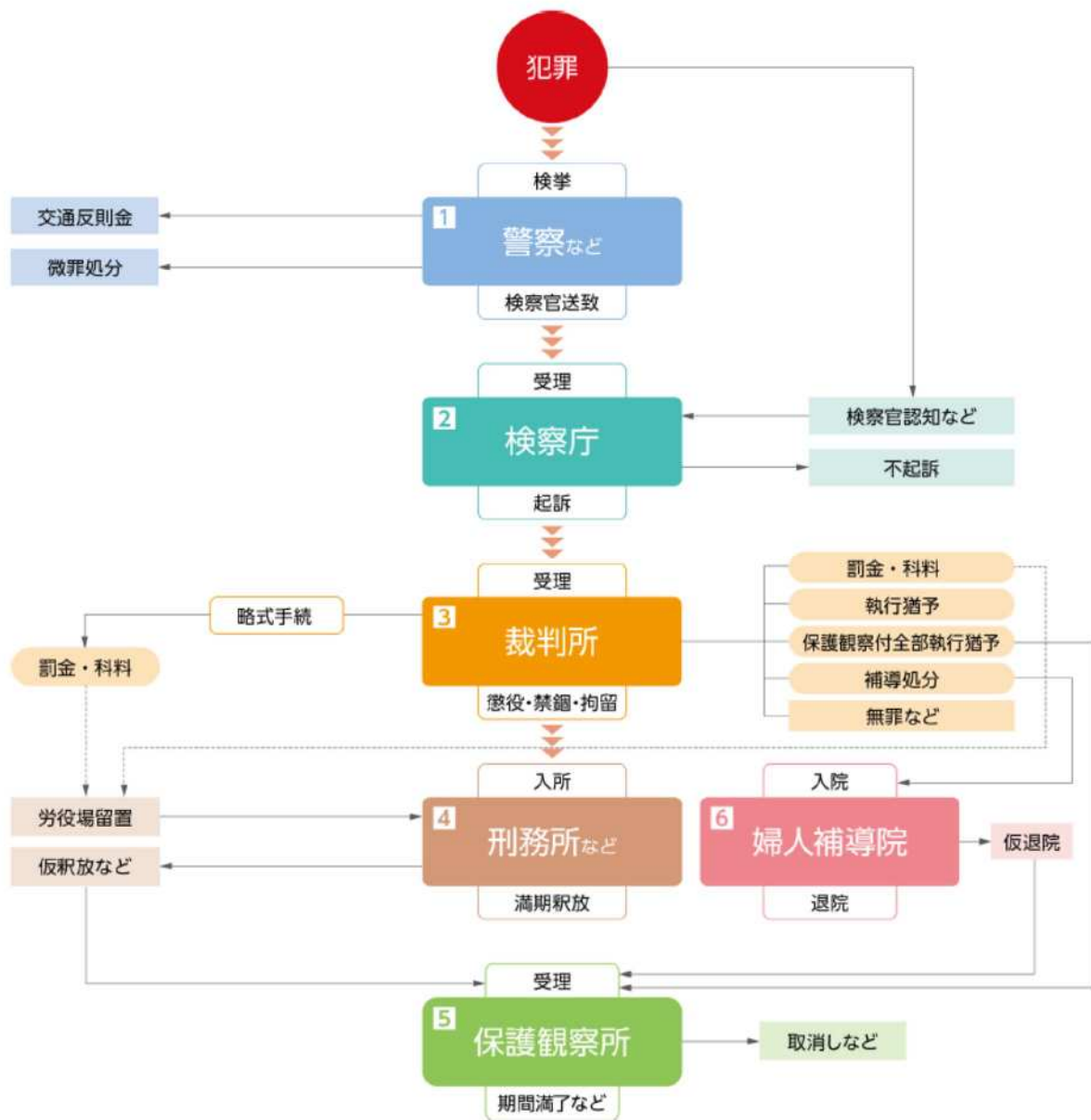
この計画に基づき、犯罪被害者などが受けた被害を回復、軽減し、平穏な日常生活をとり戻すことができるよう、市町村や民間支援団体などと連携しながら、かながわ犯罪被害者サポートステーションやかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」などにおける相談・支援を行うとともに、経済的負担の軽減、日常生活の支援など、きめ細かな支援体制の構築を進めています。また、県民・事業者の犯罪被害者などに対する理解促進や支援人材の育成などに取り組んでいます。

【SDGs の推進】

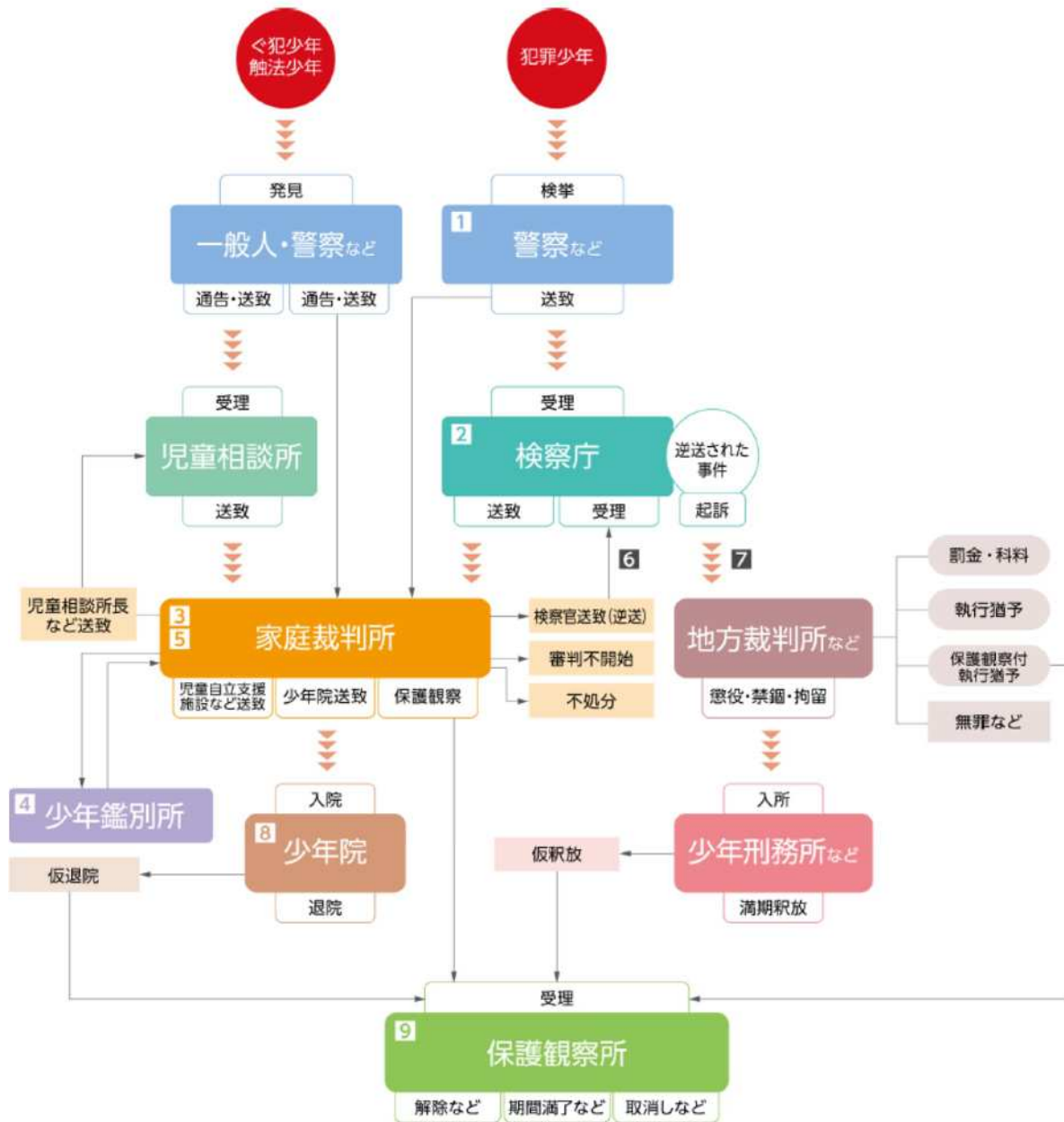
2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals＝略称 SDGs) が記載され、17 のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」と関連の強いものが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGs の趣旨を踏まえて取り組めます。



<参考 1> 成人による刑事事件の流れ（出典；平成 30 年版再犯防止推進白書）



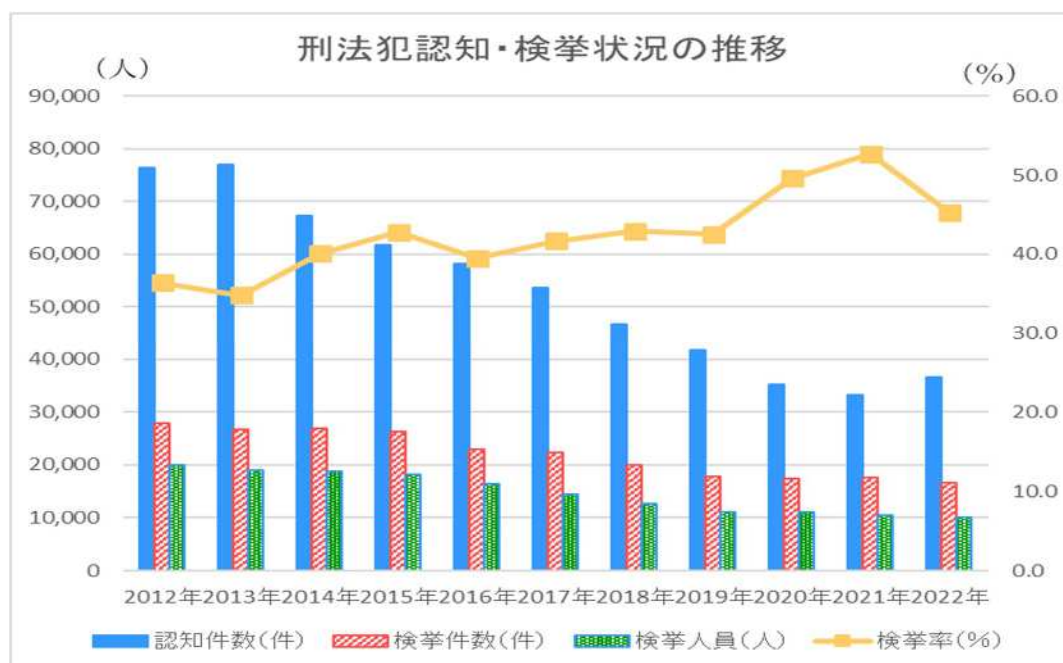
<参考2> 非行少年に関する手続きの流れ（出典：平成30年版再犯防止推進白書）



第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知、検挙状況



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
認知件数(件)	76,511	76,962	67,295	61,664	58,127	53,628	46,780	41,780	35,241	33,252	36,575
検挙件数(件)	27,855	26,800	26,995	26,416	22,964	22,338	20,062	17,738	17,496	17,537	16,567
検挙人員(人)	20,038	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431	12,734	11,128	11,117	10,564	10,134
検挙率(%)	36.4	34.8	40.1	42.8	39.5	41.7	42.9	42.5	49.6	52.7	45.3

注 神奈川県警本部作成の犯罪統計資料による。

(2) 再犯者数の推移



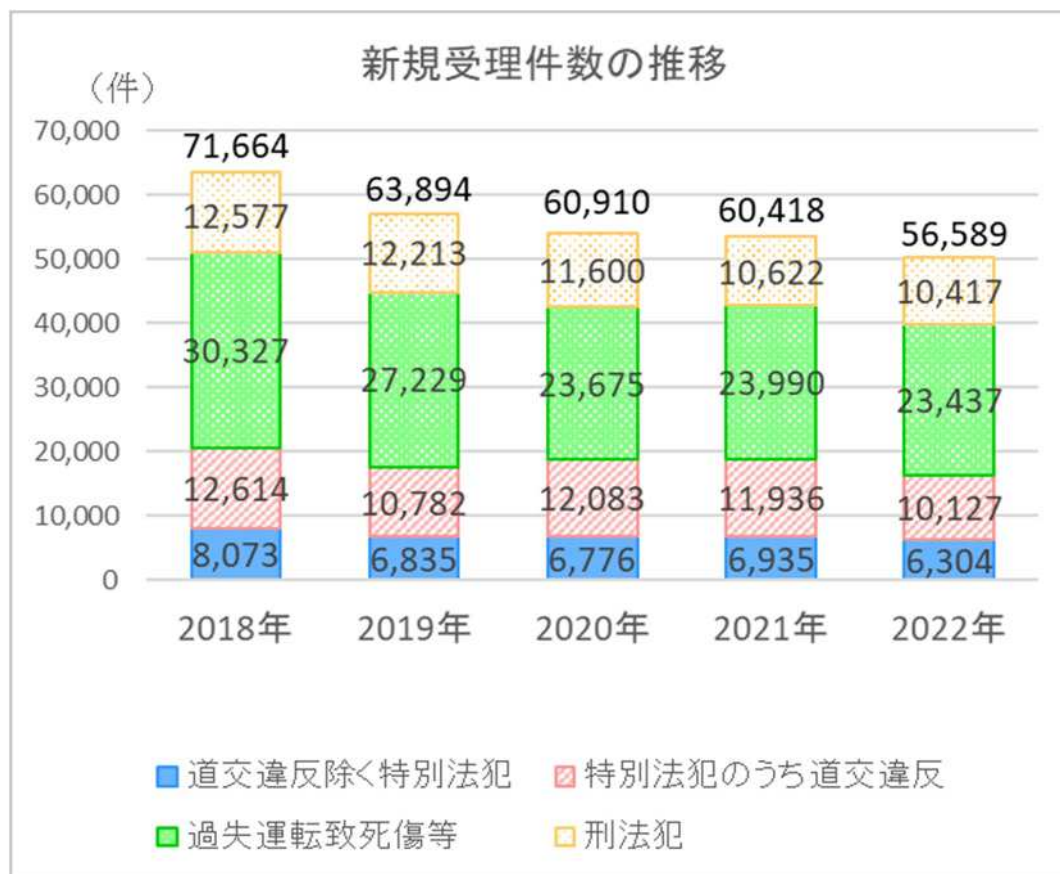
注1 法務省調べによる。

注2 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

2 検察における事件の状況

※ 検察統計年報による。

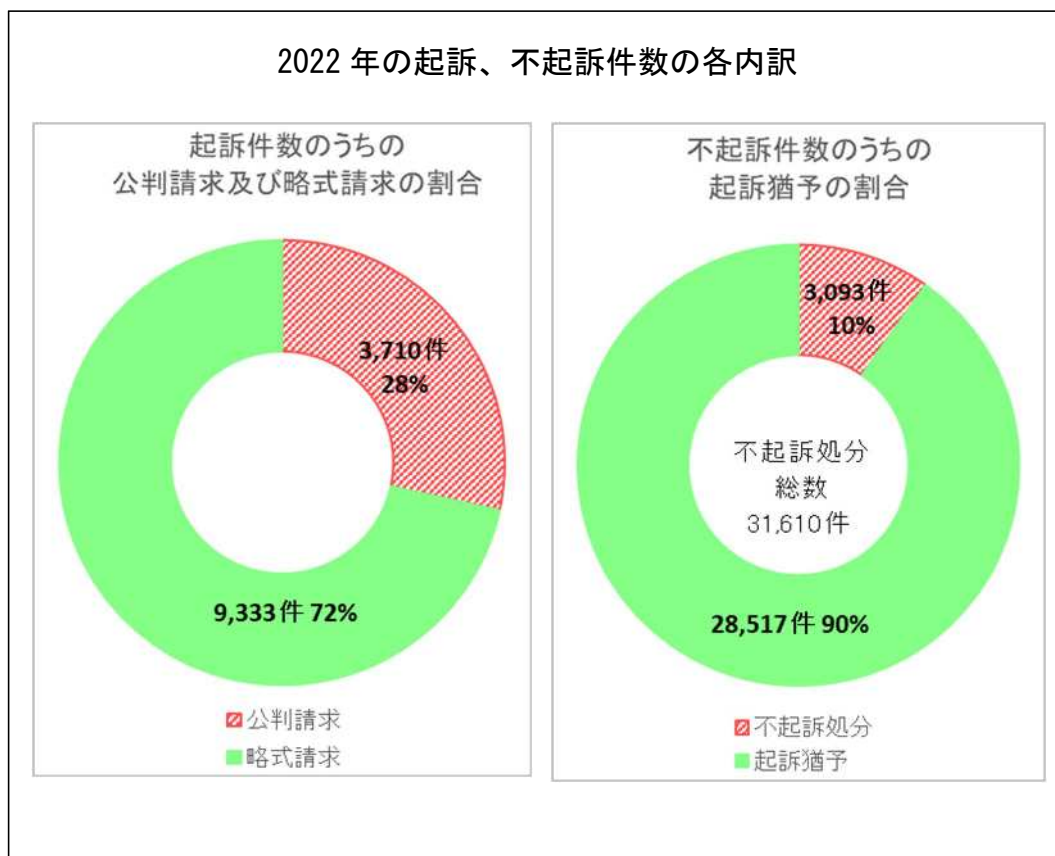
(1) 新規受理件数の推移



注1 特別法犯は、刑法犯及び過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例違反を含む。

注2 道交違反は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

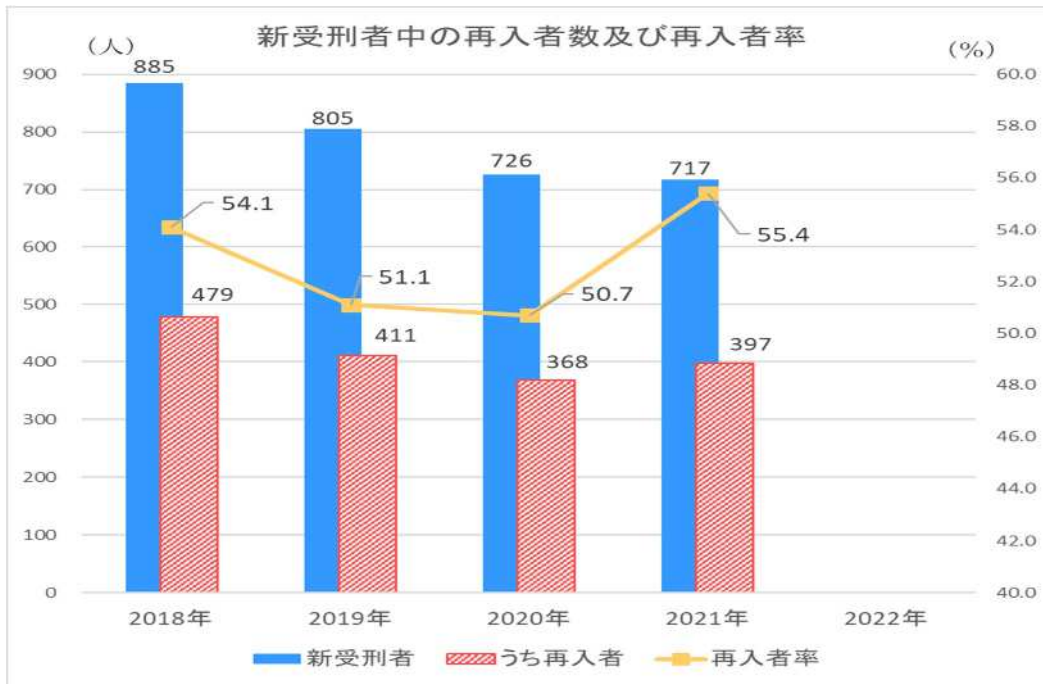
(2) 事件の処分状況



3 矯正施設の入所者等の状況について

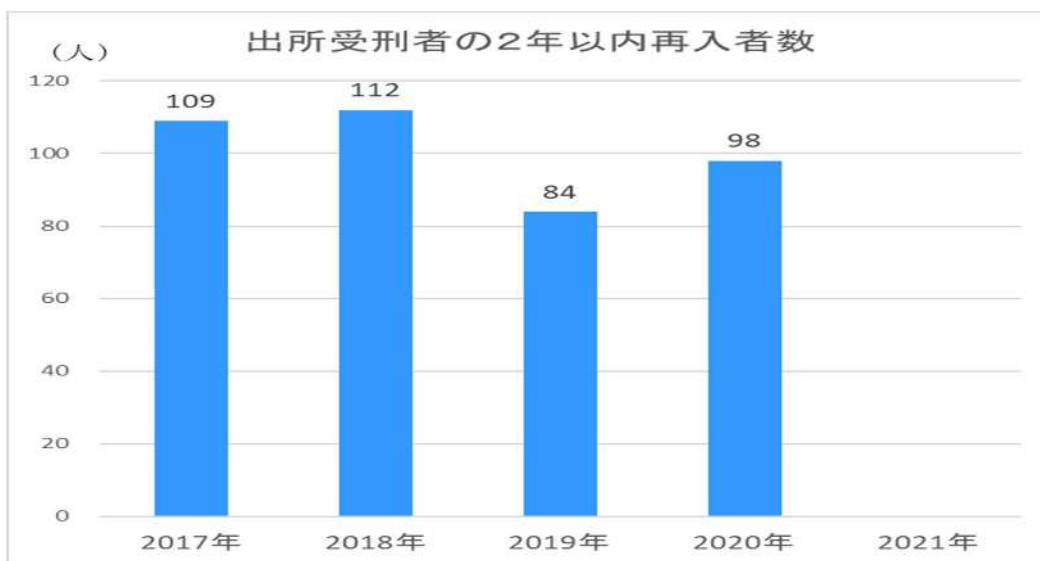
- ※1 法務省調べによる。
- ※2 新受刑者は、当該年に刑事施設に入所した者の統計。
- ※3 (3)を除き、犯罪時の居住地が神奈川県である者の統計。

(1) 再入者（入所度数が2度以上の者）の状況



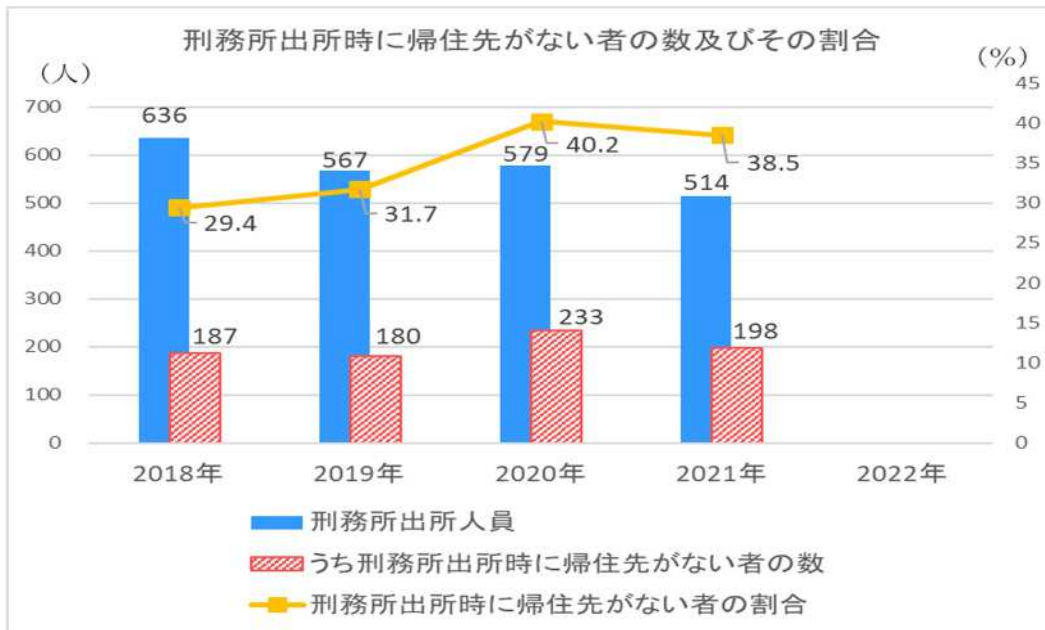
注 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合。

(2) 2年以内再入者の状況



注 2年以内再入者数は、該当年及び該当年の翌年の再入者数。

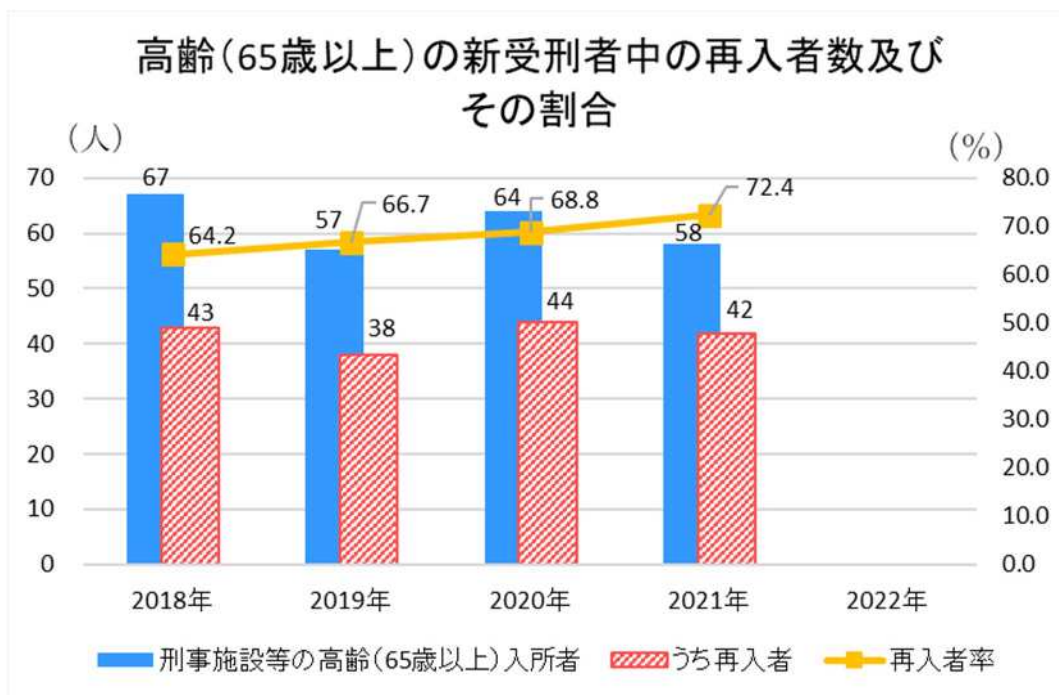
(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



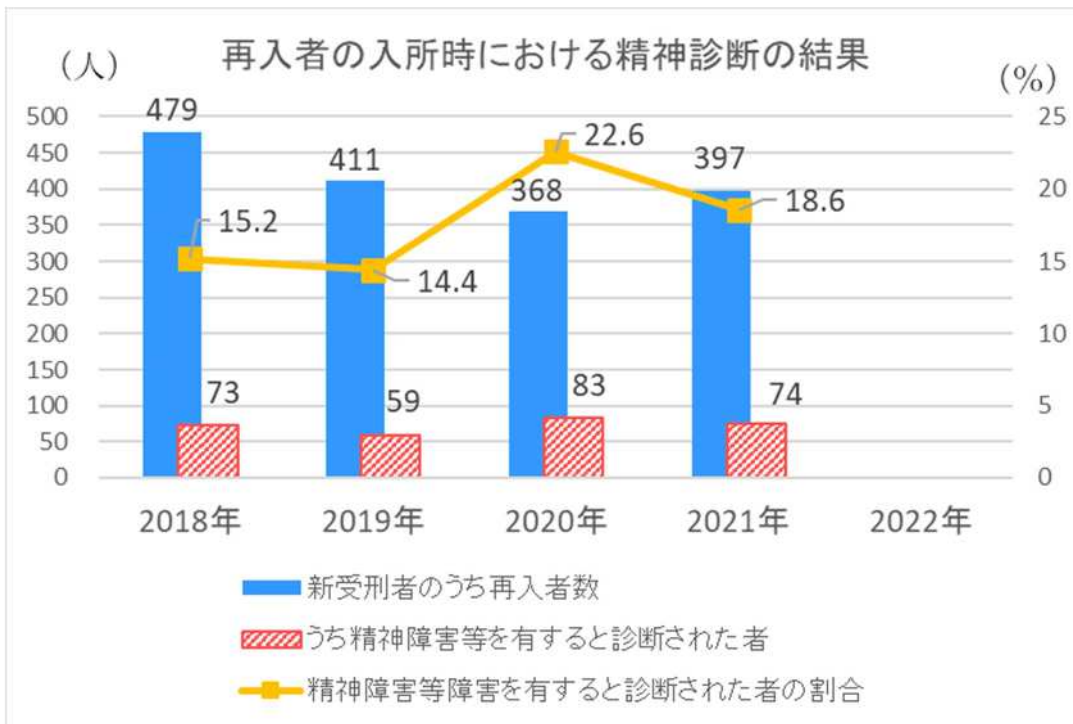
注1 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

注2 神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値。

(4) 高齢（65歳以上）受刑者の状況

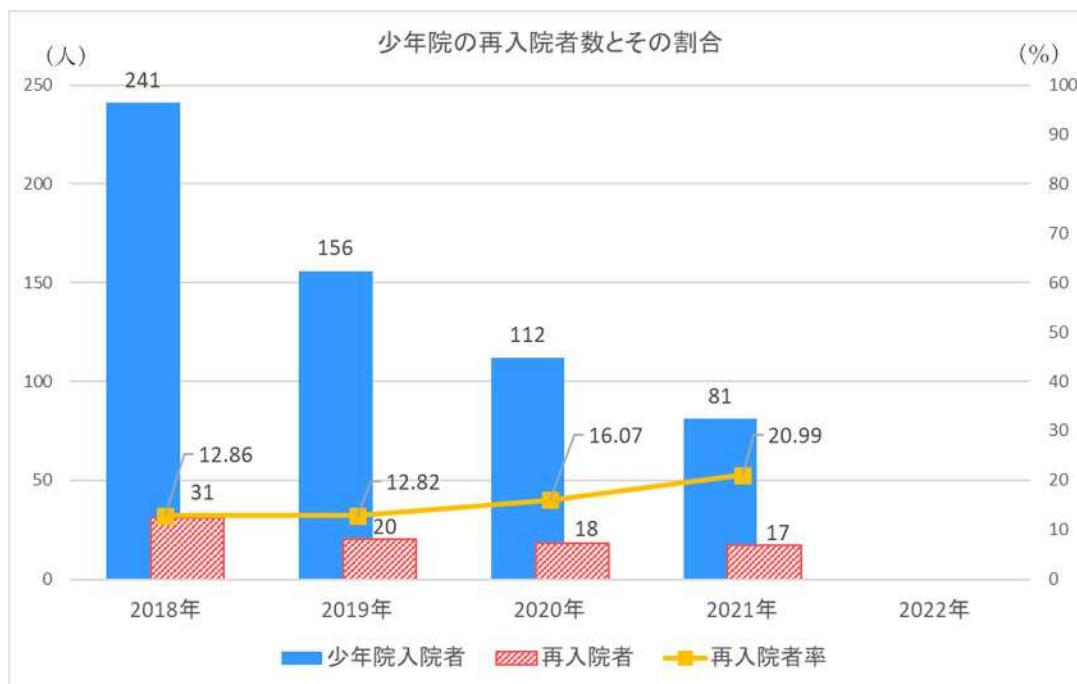


(5) 再入者の入所時における精神診断の状況



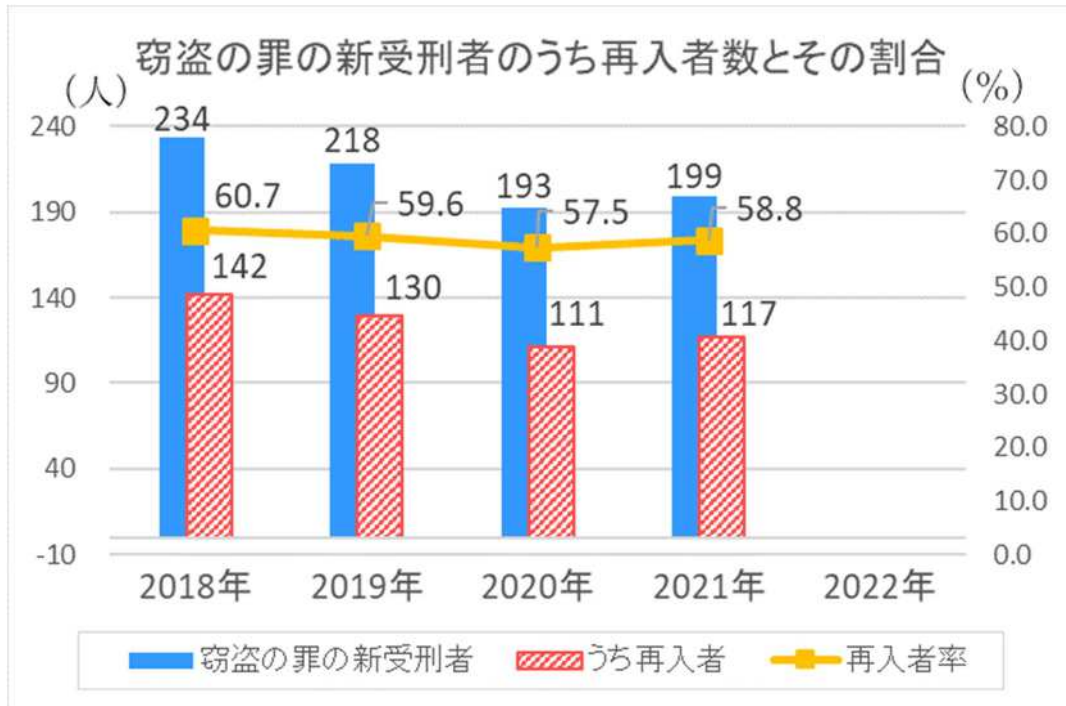
注 「精神障害等があると診断された者」とは、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害、発達障害等を含む。）があると診断された者をいう。

(6) 少年院入院者の状況



注1 割合は県が算出。

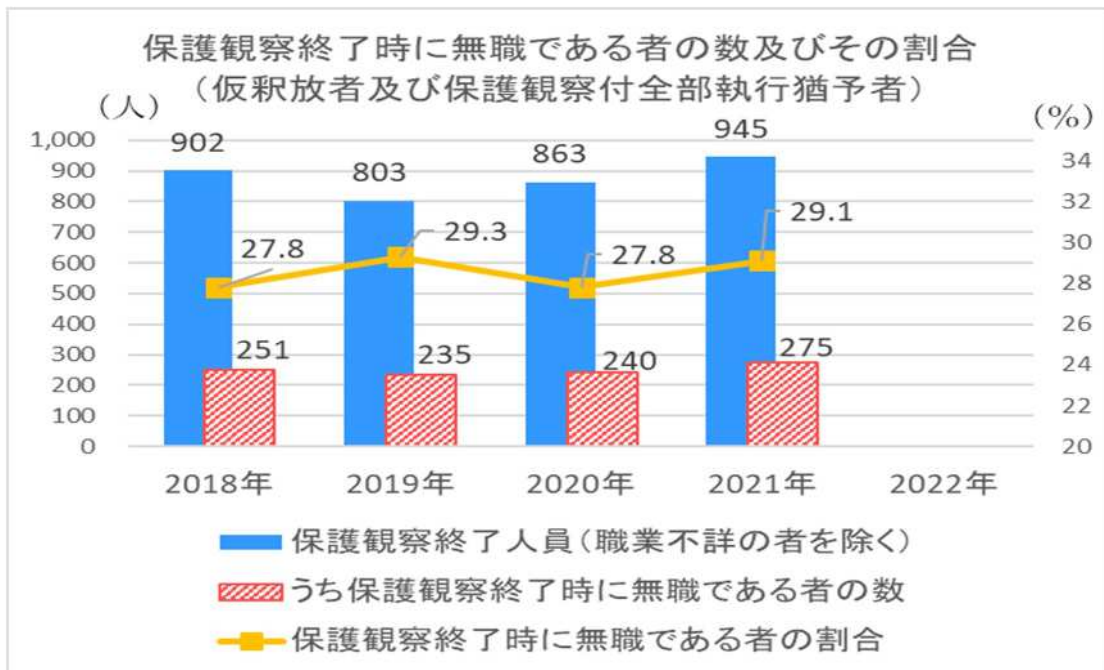
(7) 窃盗の罪により受刑した者の状況



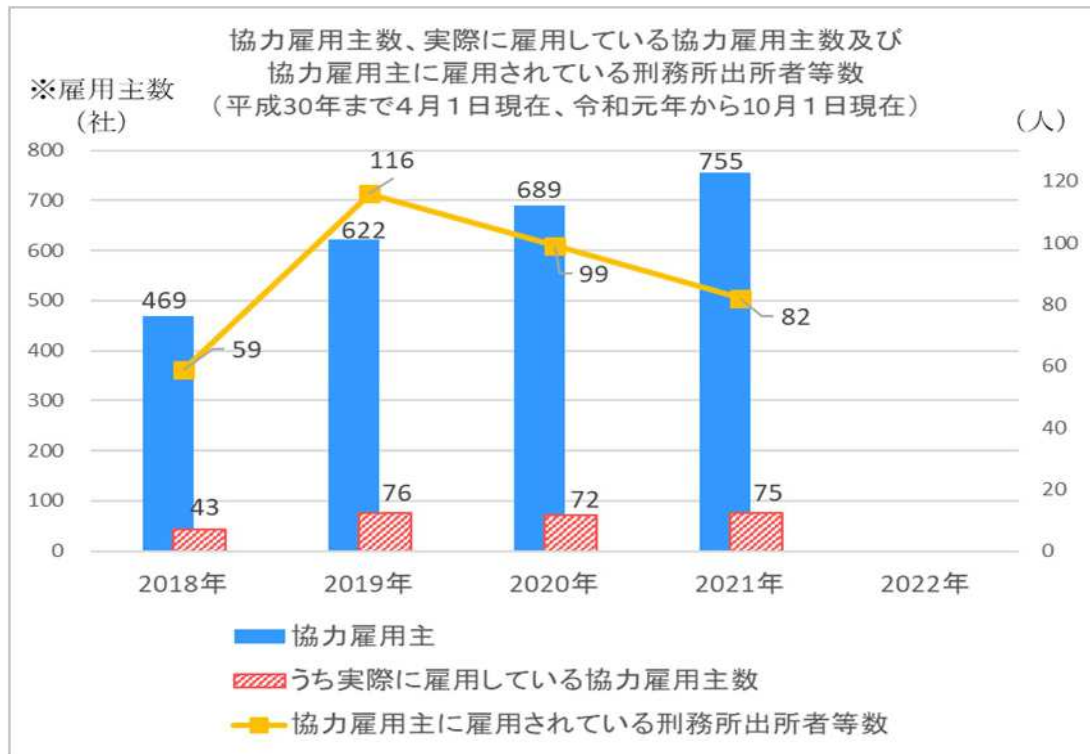
4 更生保護に関わる状況

- ※1 法務省調べによる。
- ※2 横浜保護観察所管内の数値。

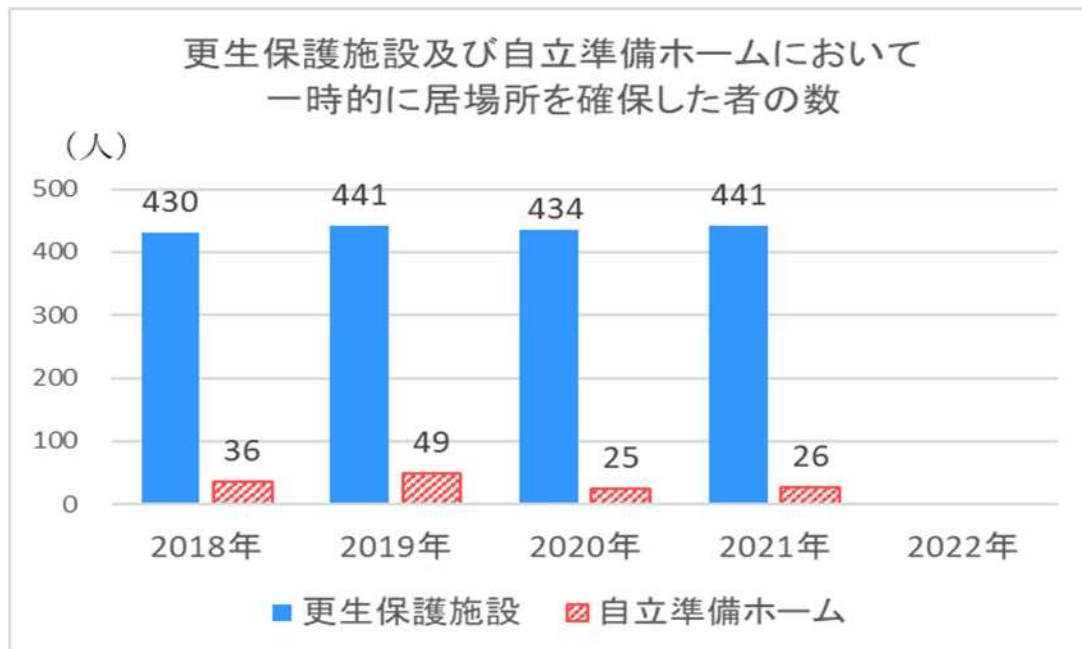
(1) 保護観察終了時に無職である者の状況



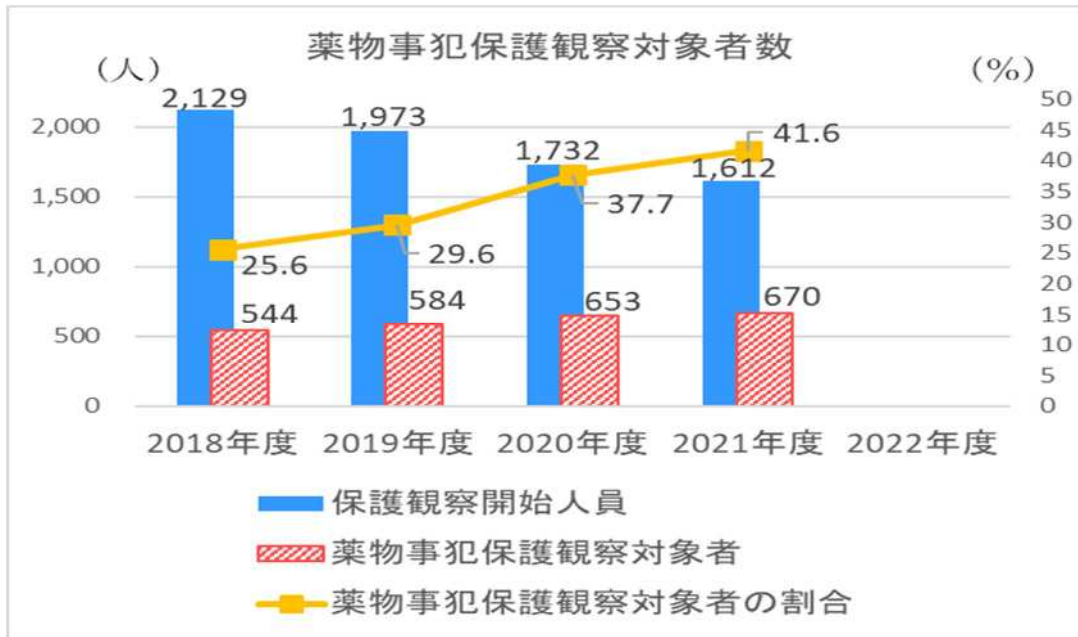
(2) 協力雇用主等の状況



(3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況



(4) 薬物事犯保護観察対象者の状況



注 保護観察開始人員は、1号観察から4号観察までの合計人数。

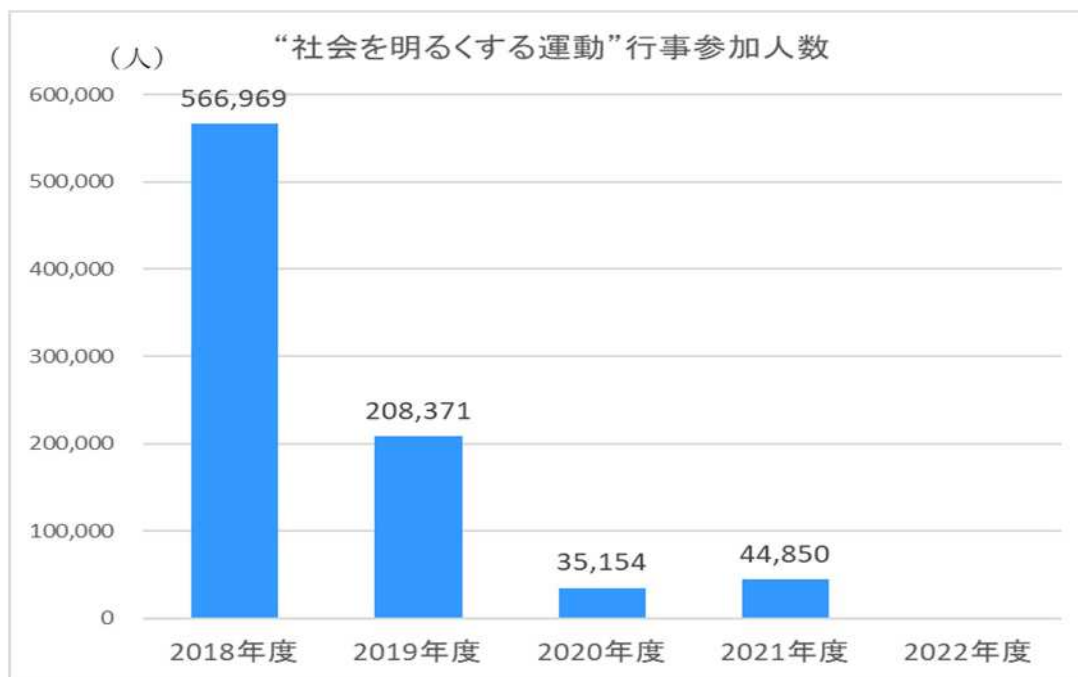
- 1号観察：家庭裁判所の決定により保護処分に付された者に対する保護観察（法第48条第1号）
- 2号観察：委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察（法第48条第2号）
- 3号観察：委員会の決定により仮釈放を許された者に対する保護観察（法第48条第3号）
- 4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察（法第48条第4号）

(5) 保護司の状況



注 2022年1月1日現在の神奈川県における保護司定数は2,001人。

(6) “社会を明るくする運動”の状況



注 “社会を明るくする運動” 県及び地区推進委員会において実施した行事の参加人数。

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

2021（令和3）年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の60.1%が無職者という状況です。この数値は2017（平成29）年と比べて減少していますが（第2章にデータを掲載予定）、依然として不安定な就労が犯罪のリスクになっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

犯罪をした者等の就労を確保するため、国においては、これまでに、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、刑務所出所者等を雇用する民間の協力雇用主の確保に加えて、コミュニケーション等の基本的な能力の強化や職場定着に向けた取組の強化等が実施されています。

県では、職場定着支援や協力雇用主を対象とした入札参加資格制度における優遇措置や協力雇用主への支援等を行い、刑務所出所者等の雇用を促進してきました。

こうした取組により、本県において、第1期計画策定時に比べて、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数が増加し、犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数も増加しています。また、職場定着支援が終了後も、県は、協力雇用主及び就労した支援対象者に対してアフターフォローを行うことにより、7割の対象者が3か月後も就労を継続しているなど着実に成果を上げてきました。

しかしながら、経済的負担やトラブル等のリスクから雇用に不安を感じている協力雇用主も多く、実際に雇用している協力雇用主は、一部にとどまっている現状があります。国とも連携し、対象者の社会人として必要なスキルを身に付けるよう支援を行うとともに、協力雇用主に対して不安を軽減するよう支援を強化するなど、引き続き対象者の就労後の定着支援を進めていく必要があります。

【具体的施策】

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げて

いく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。

- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

【県の取組】神奈川県就労支援者機構が行う職場体験事業

掲載準備中

(2) 住居の確保

【現状と課題】

適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者は、2年以内に刑務所に再入所する割合（再入率）が、更生保護施設（親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設）等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

これらの課題に対応するため、国においては、これまでに、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めるとともに、更生保護施設等の退所後の地域における生活基盤を確保に向け、居住支援法人との連携を進めてきました。その結果、適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少や満期釈放者の2年以内再入者数の減少等、住居の確保に向けた取組は一定の効果が上がっています。

県では、更生保護施設への事業費補助に加え、県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供、保護観察対象者等住宅確保が困難な者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録の促進、住居確保給付金を支給するなど、要配慮者の居住安定確保を図っています。

しかしながら、県内の刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は減少しているものの、刑務所出所者のうち帰住先がない者の割合は減っていないことから、引き続き、地域における定住先の確保が課題になっています。

【具体的施策】

- 更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、刑務所出所者等を含めた住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 出所者を支援する更生保護施設に対して県営住宅の空き状況等の情報を提供するなど、関係団体と連携して刑務所を出所した方々等が住まいを確保できるよう取り組みます。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれの

ある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

- 高齢者又は障害のあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。

- 居住不安定者等居宅生活移行支援事業

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

【現状と課題】

2021（令和3）年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が県内である者の全世代の再入者率は55.4%であるのに対し、65歳以上の高齢者は再入者が72.4%と高くなっています（第2章3参照）。また、国において刑務所入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上の者などに対して、認知症スクリーニング検査等を実施したところ、2021（令和3）年では、18人に1人が認知症の診断を受けています。さらに、知的障害のある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短く、入所時の精神診断の結果、再入者のうち、18.6%の者が知的障害、神経症性障害、その他の精神障害がある状況です（第2章3（5）参照）。これらのことから、高齢者や障害者などの福祉的ニーズを抱える者に対して支援していくことが大変重要です。

国においては、矯正施設在所中の段階から高齢者又は障害のある者等に対して、アセスメントを実施し福祉的支援が必要な者に対する支援方針の策定や、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図るとともに、出所後に適切な福祉サービス等を受けられるよう、地域生活支援センター等と連携して取り組んできました。また、刑務所等に入ることなく地域に戻る起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、2021（令和3）年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組（被疑者等支援業務）が開始されました。

県は、県が設置する神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的支援が必要な高齢者等の刑務所出所者等に対して、受入施設の調整や相談支援等を実施してきました。また、令和3年度の被疑者等支援業務の開始に合わせ、同センターの体制の強化を図っています。

しかしながら、高齢者は刑務所へ再び入所する割合が依然高いことなどから、より一層、退所者を受け入れる社会福祉施設を増やすとともに、起訴猶予等により刑務所に入ることなく地域に戻る者の割合が高いことなどから、国機関等とも連携して、被疑者等支援業務を含む入口支援の方策を検討していく必要があります。

【具体的施策】

- 高齢者又は障害のあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。（再掲）

- 神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所からの依頼に基づき、被疑者等に対する福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付けるなどの支援（被疑者等支援業務）を実施します。
- 神奈川県地域生活定着支援センターにおける刑務所出所者や被疑者等の支援の拡充を図る等、高齢者や障害者への支援体制を強化します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、関係者とともに作成した「高齢者万引き防止プログラム」を県警や行政機関等を通じて周知することにより高齢者の万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」において、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。
- 「若年性認知症支援コーディネーター」が、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行います。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネータ

一等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。

- 発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」では、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。
- 障害者就業・生活支援センター生活支援等事業

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

【現状と課題】

神奈川県における薬物事犯保護観察対象者の割合は年々増加しており（第2章4（4）参照）、また、2021（令和3）年の大麻取締法による検挙者数は、2017（平成29）年に比べて1.5倍に増加している状況です（第2章にデータを掲載予定）。

薬物依存症からの回復に向けた取組として、国においては、薬物依存症に関する普及啓発や薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等が進められたほか、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施されてきました。

県においても、薬物依存症ポータルサイトに依存症に関するセミナーや自助グループの活動状況等を定期的に掲載するとともに、情報を必要とする依存症患者本人及び家族等に広く認知されるようサイトの認知度を向上させる取組を行ったほか、薬物相談窓口の開設、相談支援に携わる職員を対象にした研修の実施及び依存症家族講座を開催しました。さらに、依存症相談電話相談については、2023（令和5）年度より相談可能日を拡充しました。その結果、神奈川県における覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入者数が2015（平成27）年から2020（令和2）年までに緩やかに減少する（第2章にデータを掲載予定）等、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきたと言えます。

しかしながら、「令和2年版犯罪白書」によれば、覚醒剤取締法違反の判決を言い渡された刑事施設入所者を対象にした調査において、専門病院や保健機関等の関係機関の利用状況について尋ねた結果、それらの機関の存在を知らない者が一定数いたほか、半数以上が、存在は知っていたが支援を受けたことがないと回答しており、その理由として、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかったという者が3～4割を占めていました。薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は、回復可能であることを普及啓発していくことに加え、薬物依存症からの回復に向けて、国機関、地方公共団体、民間団体等の関係機関が連携し、地域社会の保健医療機関等につないでいくことが重要です。

【具体的施策】

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一

般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。

- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ依存症ポータルサイト』において、情報発信を進めます。
- 県や民間団体等の薬物依存症への取組について、実際に相談を受ける可能性のある県内市町村や市町村の相談窓口等へ周知を図ります。
- 自助グループからの依頼に基づき、審査のうえ、自助グループの活動に対して県が後援する等、自助グループの活動を支援します。
- 検察庁や保護観察所等の国機関や医療機関、相談機関、自助グループ等と連携し薬物依存の問題を抱える者への支援を強化していきます。

3 非行の防止等

(1) 非行の防止等

【現状と課題】

2021（令和3）年における犯罪時に県内に居住していた成人新受刑者の26.2%は高等学校を中退しており、少年院入院者の53%は高等学校を中退している状況があります（第2章にデータを掲載予定）。非行が就学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあります。

国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援、また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきました。

県では、少年相談・保護センターにおける非行相談や薬物乱用防止教室の実施により、非行の未然防止に取り組んできました。また、大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動および少年サポートチームによる立ち直り支援の実施等、非行や不良行為等の悩みを抱える少年が必要な支援から遠ざかることがないように居場所づくりを進めてきました。

しかしながら、県内の少年院入院者が減っている中、再び少年院に入る者の割合は年々増加しており（第2章3（6）参照）、また、少年の大麻取締法違反による検挙人員は、2014（平成26）年から2021（令和3）年まで8年連続で増加しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、様々な悩みを抱えた子どもたちが、薬物使用など非行に走らないよう相談を受ける体制を広く確保していくとともに、高校の退学等により居場所を失い、公的な支援が届かず、非行を繰り返すことがないように、一人ひとりに寄り添った支援を進める必要があります。

【具体的施策】

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。

- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。
- つばさプロジェクト

4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

(1) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

【現状と課題】

「令和4年版犯罪白書」によると暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加しており、2021（令和3）年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数は、8万3,042件（前年比0.5%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が2万895件（25.2%）、女性が6万2,147件（74.8%）でした。また、ストーカー規制法違反の検挙件数は、2012（平成24）年から著しく増加しており、2021（令和3）年の件数は著しく増加した2012（平成24）年の前年である2011（平成23）年と比べると約4.6倍でした。再犯の防止等のためには、犯罪や非行の内容や各個人の特性に応じた効果的な支援を行うことが重要です。

国においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図られてきました。また、少年に対して、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。

県では、DVに悩む方のための相談やストーカー加害者に対する指導及び子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止に取り組み、DVに関する相談事業については、相談窓口を案内するリーフレットの作成や啓発動画の公開により、若者層に対する啓発を行ってきました。

就労状況、配偶関係、教育程度等、犯罪の背景にある事情は様々であり、罪種のみならず、個々の状況に合わせた寄り添った支援が求められます。

【具体的施策】

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。

- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。(再掲)
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。(再掲)
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)

【国の取組】 久里浜少年院が行う社会貢献活動

掲載準備中

【国の取組】 発達上の課題を有する在院者に対する「処遇プログラム実施ガイドライン」(久里浜少年院)

掲載準備中

5 民間協力者の活動の促進等

(1) 民間協力者の活動の促進及び連携

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰を支援する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものであり、地域社会における“息の長い”支援を行う上で極めて重要な役割を果たしています。

保護観察官と協働して保護観察を行う保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活を送れるよう活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

国においては、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていくこととしています。

県では、保護司を始めとする更生保護ボランティアに加え、県内に所在する大学の学生が非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に対し、年齢の近い兄や姉のような立場から立ち直りを支援する「大学生少年サポーター」が活動しているほか、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な県内の保護司に対して表彰を行い、保護司活動及び更生保護活動への意欲、やりがいの向上を図っています。

しかしながら、依然として、県内の保護司数は減少しており、2022（令和4）年1月1日現在における神奈川県内の保護司定数が2,001人であるのに対し、実際の保護司数は1,673人となっています（第2章4（5）参照）。また、当事者へのヒアリングでは、立ち直りには本人に寄り添って相談に乗ってくれる保護司の存在や互いに思いを受け入れ共感できる当事者同士のつながりを作る当事者団体の存在は大変重要であるとの意見が多くあり、今後より一層、関係機関と連携し、保護司の担い手の確保につながるよう取り組むとともに、民間協力者が行う再犯の防止等の活動について、地域の理解促進を図ることが重要です。

【具体的施策】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の

問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)

- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援します。(再掲)
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。(再掲)
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター(横浜少年鑑別所)、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。
- 退職する県職員への保護司勧誘リーフレットの配付や市町村担当者が参加する会議等で説明する等、保護司適任者確保に向け取り組んでいきます。
- 保護司が対象者との面接等を行う場所を確保できるよう、市町村に事例を共有するなど、市町村に協力を促していきます。
- 自助グループからの依頼に基づき、審査のうえ、自助グループの活動に対して県が後援する等、自助グループの活動を支援します。(再掲)

【民間の取組】神奈川県保護司会連合会の取組「学校との連携について」

県内各地の保護司会では、非行防止に向けて、学校との連携が積極的に行われています。

犯罪や非行のない、誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、地域に暮らす誰もが望む願いのひとつです。そのためには、犯罪や非行に至る前に、地域の中で様々な機関・団体が手を取り合い一体となって子どもたちを見守り支えていくことが重要となっています。

各地区の保護司会では、地域コミュニティの中核である各小中学校等と連携することで、非行の防止、地域の犯罪予防活動を行っています。

具体的には、

- ・保護司による小中学校での薬物乱用防止教室の実施
- ・地域の保護司と学校の生徒指導担当教員との意見交換会
- ・小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストや標語コンクール等の実施
- ・小中学校ごとの“社会を明るくする運動”ミニ集会の開催
- ・学校長会等への保護司の出席 など

これまで長年にわたり培ってきた保護司の知識や経験をいかし、学校と連携した非行防止活動や犯罪予防活動が行われています。



【保護司による薬物乱用防止教室】

【民間の取組】 BBS連盟が行う「ともだち活動・グループワーク」

掲載準備中

【民間の取組】 神奈川県更生保護女性連盟が行う「川崎ダルク料理教室」

掲載準備中

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、ポスターやSNSを活用した広報啓発のほか、「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」の実施や、YouTube法務省チャンネルによる番組配信が行われています。また、法務省が主唱する、「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。再犯防止啓発月間であり、本運動の強調月間でもある7月には、全国各地において、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発が行なわれています。

県においても、再犯防止の普及啓発事業を支援するため、地区保護司会による「社会を明るくする運動」等更生保護の啓発に係る費用に対する補助や、本運動への協力として、県庁内におけるポスターの掲出、作文コンテストの後援及び記念品の購入を行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「社会を明るくする運動」の行事やイベント等が中止・縮小されたことにより、行事参加人数は、令和元年から令和2年を境に大幅に減少している状況があります（第2章4（6）参照）。各種行事等が再開した今後について、これまで以上に、横浜保護観察所等の関係機関と協力し、県民一人ひとりが再犯防止の取組について考えるきっかけを作り、再犯防止に関する地域の理解を深めるよう取り組んでいくことが必要です。

【具体的施策】

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される「社会を明るくする運動」を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。（再掲）
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓

発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)

- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。
- 県政情報センター等で保護司リーフレットの配布や県のホームページで保護司の活動について掲載する等県民に対し保護司の活動について周知を図ります。
- 県のホームページにおいて、県の再犯防止の各種取組についてわかりやすく掲載するとともに、国機関や当事者団体の取組の紹介や掲載ページのリンクを貼る等、様々な機関や団体の再犯防止の取組を周知していきます。

【民間の取組】神奈川県における“社会を明るくする運動”

掲載準備中

【国の取組】「横浜矯正展」および「横浜みなとみらい矯正展」の開催

掲載準備中

【国の取組】横浜地方検察庁が行う「広報活動」

掲載準備中

6 市町村への支援とネットワークの構築

(1) 市町村への支援とネットワークの構築

【現状と課題】

犯罪をした者等が地域社会の中で安定した生活を送るためには、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援し、地域のセーフティネットの中で包摂していくことが重要です。

しかしながら、これまで、再犯防止の取組において、国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確とは言い難いこと、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況に地域差が認められること、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題が指摘されてきました。

こうした状況を踏まえ、国の第二次推進計画において、国と地方公共団体が担う役割が明示されました。都道府県においては、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援の実施、域内のネットワーク構築等の役割が示されました。

県では、これまで県内の市町村における計画作成事例の情報共有や課題の解決方法等について意見交換をする場を設置し、市町村において再犯防止推進計画の策定が進むよう支援してきました。今後は、これらに加え、都道府県の役割として、市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や、市町村と民間団体、国機関とのネットワーク構築に取り組み、地域社会における支援連携体制を更に強化して再犯防止に取り組んでいくことが求められています。また、当事者ヒアリングにおいて、罪を犯した者が立ち直りを決意した際に、本人の必要とする支援につながらない現状もあるとの意見があり、身近な市町村の相談窓口等に対して県、国機関、民間団体の支援機関等の情報をしっかりと伝えていく必要があります。

【具体的施策】

- 市町村の再犯防止担当者を対象に意見交換会を開催し、既に地方再犯防止推進計画を策定している自治体の好事例の共有や国関係機関からの助言を行うことで、計画未策定自治体の計画策定を促すとともに、関係機関の連携を図り、域内のネットワークの構築を図ります。
- 市町村職員に対して、更生保護関係機関や団体の活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等に関する理解を深め、再犯防止の取組を推進します。
- 市町村が整備を進める包括的支援体制について、市町村職員等に向けた研修

や連絡会等を通じて、再犯防止の推進に係る情報の共有や連携等を図り、市町村の体制整備に向けた取組を支援します。

【国の取組】 横浜少年鑑別所が行う「地域援助業務」

掲載準備中

【国の取組】 東京矯正管区が行う「関東更生支援ネットワーク」について

掲載準備中

入口支援(不起訴等により地域社会に復帰する者への支援)について

入口支援とは、矯正施設における処遇を経ない被疑者・被告人(起訴猶予処分、全部執行猶予付判決が見込まれる者等)に対して行う社会復帰支援のことです。

実際に、2022(令和4)年に、神奈川県内で事件処理された件数は47,214件あり、そのうち、不起訴や略式請求の件数は40,943件であり、実に約87%の被疑者・被告人が刑務所等の矯正施設に収容されることなく釈放され、地域社会に復帰することになります。

【神奈川県における事件の処理件数について】

掲載準備中

こうしたことから、再犯防止に取り組むに当たっては、刑務所出所者等に対する支援(出口支援)だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉サービス等に結び付けるなどの入口支援が大変重要です。

これまで検察庁においては、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等のうち福祉サービス等を必要とする者について、弁護人や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組が実施されてきました。

さらに、法務省と厚生労働省による入口支援に係る検討会の結果を踏まえ、2021(令和3)年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組として「被疑者等支援業務」が開始されました。

本県でも、横浜地方検察庁、横浜保護観察所、県地域生活定着支援センター及び県とで、支援スキームや具体的な手続き、さらには対象者の選定・支援状況などを確認しながら、連携して「被疑者等支援業務」に取り組んでいます。

神奈川県においては、この「被疑者等支援業務」の他にも、県、国機関、関係団体において様々な入口支援を行っています。

神奈川県、関係機関等における入口支援の取組

○ 県地域生活定着支援センターの取組

①被疑者等支援業務

刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援しています。2021年度（令和3年度）から地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに加わりました。事業対象者は、令和3年度が1件、令和4年度が7件と徐々に支援実績を増やしています。

②弁護士からの相談

掲載準備中

○ 横浜地方検察庁の取組

掲載準備中

○ 神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携した取組

掲載準備中

○ 横浜地方検察庁と県の連携した取組

掲載準備中

今後も、こうした取組に加え、横浜地方検察庁等の国機関や民間支援団体等とも連携しながら、より効果的な入口支援について検討していきます。

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県再犯防止推進会議

計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。
〔構成員〕有識者、国関係機関職員、関係団体職員、県社会福祉協議会職員、
県民、など

氏名	職名等
小西 暁和	早稲田大学法学学術院 教授
徳田 暁	神奈川県弁護士会 会員
上野 成雄	横浜保護観察所 次長
大津留 寿弥	横浜刑務所 分類審議室 首席矯正処遇官
鍛冶 龍男	横浜少年鑑別所 地域非行防止調整官
山添 聖可	久里浜少年院 次長
横田 正久	横浜地方検察庁 総務部長
関口 靖彦	神奈川労働局 職業安定部 職業対策課長
柳川 義信	神奈川県保護司会連合会 会長
松世 三重子	神奈川県更生保護女性連盟 副会長
小川 めぐみ	神奈川県BBS連盟 会長
志村 宗男	神奈川県更生保護事業連盟 会長
田中 一哉	更生保護法人神奈川県更生保護協会 事務局長
長澤 里香	認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構 会員
山下 康	神奈川県地域生活定着支援センター センター長
伊部 智隆	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 職員
近藤 綾子	公募委員

注 2023年10月24日現在

(2) 福祉21推進会議

庁内関係部局で構成する当該会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図ります。

2 進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN (計画)

神奈川県再犯防止推進会議等の議論を踏まえ、5年ごとに計画を改定。

(2) DO (実施)

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK (評価)

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県再犯防止推進会議において評価。

(4) ACTION (改善)

計画に位置付けた事業の実施状況及び評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

また、国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。